

鳥取県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年 3月19日

鳥取県公安委員会委員長 秦 野 一 憲

鳥取県公安委員会規則第 1 号

鳥取県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

鳥取県警察の組織に関する規則（昭和37年鳥取県公安委員会規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下「移動条項等」という。）に対応する同表の改正後の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下「移動後条項等」という。）が存在する場合には、当該移動条項等を当該移動後条項等とし、移動条項等に対応する移動後条項等が存在しない場合には、当該移動条項等（以下「削除条項等」という。）を削り、移動後条項等に対応する移動条項等が存在しない場合には、当該移動後条項等（以下「追加条項等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条、項及び号の表示並びに削除条項等を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条、項及び号の表示並びに追加条項等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（生活安全企画課）</p> <p>第12条 生活安全企画課においては、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>（1）～（3） 略</p> <p>（4）^{めいてい}酩酊者、<u>行方不明者</u>、<u>迷い子</u>その他応急の救護を要する者の保護に関すること。</p> <p>（5）～（11） 略</p> <p>（12） 略</p> <p>2 <u>生活安全企画課に、地域安全相談対策室を附置する。</u></p> <p>3 <u>地域安全相談対策室</u>においては、第 1 項第 2 号及び第 3 号に掲げる事務を処理する。</p> <p>（生活環境課）</p> <p>第14条 生活環境課においては、次に掲げる事務をつかさどる。</p>	<p>（生活安全企画課）</p> <p>第12条 生活安全企画課においては、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>（1）～（3） 略</p> <p>（4）^{めいてい}酩酊者、<u>家出人</u>、<u>迷い子</u>その他応急の救護を要する者の保護に関すること。</p> <p>（5）～（11） 略</p> <p><u>（12） サイバー犯罪（インターネットその他の高度情報通信ネットワークを利用した犯罪、電子計算機又は電磁的記録を対象とした犯罪その他の情報技術を利用した犯罪をいう。）の総合的対策に関すること。</u></p> <p><u>（13） 不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）の施行に関すること。</u></p> <p>（14） 略</p> <p>2 生活安全企画課に、<u>地域安全対策室</u>を附置する。</p> <p>3 <u>地域安全対策室</u>においては、第 1 項第 2 号及び第 3 号に掲げる事務を処理する。</p> <p>（生活環境課）</p> <p>第14条 生活環境課においては、次に掲げる事務をつかさどる。</p>

(1)～(11) 略

(12) サイバー犯罪（インターネットその他の高度情報通信ネットワークを利用した犯罪、電子計算機又は電磁的記録を対象とした犯罪その他の情報技術を利用した犯罪をいう。）の総合的対策に関すること。

(13) 不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）の施行に関すること。

(14) 略

（刑事部の分課）

第18条 刑事部に次の5課及び科学捜査研究所を置く。

刑事企画課
捜査第一課
捜査第二課
組織犯罪対策課
鑑識課

（刑事企画課）

第19条 刑事企画課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 捜査運営の企画及び指導に関すること。
- (2) 指名手配及び捜査共助に関すること。
- (3) 犯罪統計に関すること。
- (4) 刑事資料の調査、収集及び管理に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、部内の他課及び科学捜査研究所の所掌に属しないこと。

（捜査第一課）

第20条 捜査第一課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 略
- (2) 略
- (3) 略
- (4) 略
- (5) 略
- (6) 略
- (7) 略

- (8) 略

(1)～(11) 略

(12) 略

（刑事部の分課）

第18条 刑事部に次の4課及び科学捜査研究所を置く。

捜査第一課
捜査第二課
組織犯罪対策課
鑑識課

（捜査第一課）

第19条 捜査第一課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 捜査運営の企画及び指導に関すること。
- (2) 略
- (3) 略
- (4) 略
- (5) 略
- (6) 略
- (7) 略
- (8) 略
- (9) 指名手配及び捜査共助に関すること。
- (10) 略
- (11) 国際捜査共助に関すること。
- (12) 犯罪統計に関すること。

<p>(9) 略</p> <p>(10) 略</p> <p>2 捜査第一課に、機動捜査隊を附置する。</p> <p>3 機動捜査隊においては、<u>第1項第9号</u>に掲げる事務を処理する。</p> <p>(捜査第二課)</p> <p><u>第21条</u> 略</p> <p>(組織犯罪対策課)</p> <p><u>第22条</u> 組織犯罪対策課においては、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) <u>組織犯罪に関する情報の収集、整理及び分析</u> <u>に関すること。</u></p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 略</p> <p>(8) 略</p> <p>(9) <u>国際的な犯罪捜査に関すること。</u></p> <p>(10) <u>国際捜査共助に関すること。</u></p> <p>2及び3 略</p> <p>(鑑識課)</p> <p><u>第23条</u> 略</p> <p>(科学捜査研究所)</p> <p><u>第24条</u> 略</p> <p>(交通部の分課)</p> <p><u>第25条</u> 交通部に、次の<u>4課</u>及び2隊を置く。</p> <p>交通企画課 交通指導課 <u>交通規制課</u> 運転免許課 交通機動隊 高速道路交通警察隊</p> <p>(交通企画課)</p> <p><u>第26条</u> 交通企画課においては、次に掲げる事務をつかさどる。</p>	<p>(13) 略</p> <p>(14) 略</p> <p>2 捜査第一課に、<u>刑事捜査指導室及び機動捜査隊</u>を附置する。</p> <p>3 <u>刑事捜査指導室においては、第1項第1号、第11号及び第12号</u>に掲げる事務を処理する。</p> <p>4 機動捜査隊においては、<u>第1項第13号</u>に掲げる事務を処理する。</p> <p>(捜査第二課)</p> <p><u>第20条</u> 略</p> <p>(組織犯罪対策課)</p> <p><u>第21条</u> 組織犯罪対策課においては、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>(鑑識課)</p> <p><u>第22条</u> 略</p> <p>(科学捜査研究所)</p> <p><u>第23条</u> 略</p> <p>(交通部の分課)</p> <p><u>第24条</u> 交通部に、次の<u>3課</u>及び2隊を置く。</p> <p>交通企画課 交通指導課</p> <p>運転免許課 交通機動隊 高速道路交通警察隊</p> <p>(交通企画課)</p> <p><u>第25条</u> 交通企画課においては、次に掲げる事務をつかさどる。</p>
--	--

(1)及び(2) 略

(3) 略

(4) 略

(5) 略

(交通指導課)

第27条 略

(交通規制課)

第28条 交通規制課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 道路交通の規制に関すること。

(2) 交通安全施設に関すること。

(3) 交通管制に関すること。

(運転免許課)

第29条 略

(交通機動隊)

第30条 略

(高速道路交通警察隊)

第31条 略

(警備部の分課)

第32条 警備部に次の3課及び機動隊を置く。

警備第一課

警備第二課

警衛対策課

(警備第一課)

第33条 略

(警備第二課)

第34条 警備第二課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 略

(2) 警備方針の策定及びその実施に関すること
(地域課及び警衛対策課の所掌に属するものを除

(1)及び(2) 略

(3) 道路交通の規制に関すること。

(4) 略

(5) 交通安全施設に関すること。

(6) 交通管制に関すること。

(7) 略

(8) 略

2 交通企画課に、交通規制室を附置する。

3 交通規制室においては、第1項第3号、第5号及び第6号に掲げる事務を処理する。

(交通指導課)

第26条 略

(運転免許課)

第27条 略

(交通機動隊)

第28条 略

(高速道路交通警察隊)

第29条 略

(警備部の分課)

第30条 警備部に次の2課及び機動隊を置く。

警備第一課

警備第二課

(警備第一課)

第31条 略

(警備第二課)

第32条 警備第二課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 略

(2) 警備方針の策定及びその実施に関すること
(地域課の所掌に属するものを除く。)。)

く。)

(3) 警衛に関すること(警衛対策課の所掌に属するものを除く。)。

(4) 警護に関すること(警衛対策課の所掌に属するものを除く。)。

(5) 略

(6) 略

(7) 略

(8) 略

(9) 略

(10) 略

(11) 略

(警衛対策課)

第35条 警衛対策課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 第31回全国豊かな海づくり大会その他大規模な警衛及び警護を要する行事(以下「海づくり大会等」という。)の開催に伴う警備方針の策定及びその実施に関すること。

(2) 海づくり大会等の開催に伴う警衛及び警護に関すること。

(3) 海づくり大会等の開催に伴う関係機関との連絡調整その他の対策に関すること。

(機動隊)

第36条 略

(警察学校)

第37条 略

(警察本部の課等の内部組織の設置)

第38条 略

(警察署の内部組織の設置)

第39条 略

(部長)

第40条 略

(総括参事官及び参事官)

第41条 略

(首席監察官)

第42条 略

(3) 警衛及び警護に関すること。

(4) 略

(5) 略

(6) 略

(7) 略

(8) 略

(9) 略

(10) 略

(機動隊)

第33条 略

(警察学校)

第34条 略

(警察本部の課等の内部組織の設置)

第35条 略

(警察署の内部組織の設置)

第36条 略

(部長)

第37条 略

(総括参事官及び参事官)

第38条 略

(首席監察官)

第39条 略

<p>(地域統括参事官) 第43条 略</p>	<p>(地域統括参事官) 第40条 略</p>
<p>(警衛統括参事官) 第44条 警備部に警衛統括参事官を置き、警視正又は警視の階級にある警察官をもって充てる。 2 警衛統括参事官は、本部長の命を受け、部長を補佐し、警衛に関する事務及び警護に関する事務を掌理し、部下の職員を指揮監督する。</p>	
<p>(課長、室長、所長及び隊長) 第45条 略</p>	<p>(課長、室長、所長及び隊長) 第41条 略</p>
<p>(監査官) 第46条 警務部に監査官を置き、警視正若しくは警視の階級にある警察官又は一般職員をもって充てる。 2 監査官は、上司の命を受け、会計の監査に関する事務を掌理し、部下の職員を指揮監督する。</p>	
<p>(企画官) 第47条 略</p>	<p>(企画官) 第42条 略</p>
<p>(監察官) 第48条 略</p>	<p>(監察官) 第43条 略</p>
<p>(広報官) 第49条 略</p>	<p>(広報官) 第44条 略</p>
<p>(首席師範) 第50条 略</p>	<p>(首席師範) 第45条 略</p>
<p>(検視官) 第51条 略</p>	<p>(検視官) 第46条 略</p>
<p>(管理官等) 第52条 略</p>	<p>(管理官等) 第47条 略</p>
<p>(附置機関の長) 第53条 略</p>	<p>(附置機関の長) 第48条 略</p>
<p>(校長) 第54条 略</p>	<p>(校長) 第49条 略</p>
<p>(副校長)</p>	<p>(副校長)</p>

第55条 略

(警察署長)

第56条 略

(副署長)

第57条 略

(刑事官)

第58条 警察署に、刑事官を置くことができる。

2 略

3 刑事官は、上司の命を受け、署の刑事警察、犯罪の予防及び保安警察並びに警備犯罪の取締りに関する事務を掌理し、部下の職員を指揮監督する。

(管理官)

第59条 略

(委任)

第60条 略

第50条 略

(警察署長)

第51条 略

(副署長)

第52条 略

(刑事官)

第53条 警察署に、刑事官を置くことができる。

2 略

3 刑事官は、上司の命を受け、署の刑事警察、犯罪の予防及び保安警察に関する事務を掌理し、部下の職員を指揮監督する。

(管理官)

第54条 略

(委任)

第55条 略

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。